

市原市残土条例に基づく行政処分について

市では、市原市土砂等による土地の埋立て、盛土及びたい積行為の規制に関する条例(以下、「市原市残土条例」という。)の許可を得ずに 300 平方メートル以上の区域を土砂等で埋め立てた者に対して、市原市残土条例第 23 条第 2 項の規定により、措置命令を発出しました。

1 被処分者

株式会社三和商会 代表取締役 小澤 宣之

2 埋立て場所

- (1)千葉県市原市廿五里字川原 994 番
(2)千葉県市原市海保字庚申台 1099 番 77 外 27 筆及び法定外道路

3 違反事実

市原市残土条例第 6 条違反(無許可埋立て)

4 命令発出日

6 月 26 日

5 命令内容

無許可埋立てに使用された土砂等の全部を撤去すること。

<参考>

市原市土砂等による土地の埋立て、盛土及びたい積行為の規制に関する条例

○第 6 条(許可)

埋立主は、300 平方メートル以上 3,000 平方メートル未満の埋立区域で埋立て等を行おうとするときは、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。(以下略)

○第 23 条第 2 項(措置命令)

市長は、第 6 条又は第 11 条第 1 項の規定に違反して埋立て等を行った者に対し、当該埋立て等に使用された土砂等の全部若しくは一部を撤去し、又は土砂等の崩落、飛散若しくは流出による災害の発生を防止するために必要な措置を執るべきことを命ずることができる。